

表 1-2 退職者の特別昇給の取扱い

区分	勤続年数	第 38 条	第 42 条	特昇合計
定年退職	20 年未満	—	1 号	1 号
	20 年以上	1 号	1 号	2 号
自己都合退職 勸奨退職	20 年以上	1 号	—	1 号

現行の取扱いは 20 年以上の勤務をもって、勤務成績が特に良好と判定し、20 年以上の勤務者全員について昇給の上、退職金を算定している。しかし、昇格基準第 38 条は人事院規則 9-8 に定める特別昇給制度に準じて制定されたものであり、成績主義の考えが反映された規定である。また、「勤務成績の特に良好な職員が 20 年以上勤続」の文言は、①勤務成績が特に良好であったこと、②20 年以上の勤務、の 2 つの要件を要求する趣旨と解するのが文理上、自然である。現行の取り扱い、勤務成績が特に良好か否かの判定を行わないまま、昇給を自動的に認めているものと判断する。県は「特に良好であった」ことにつき、退職時に判定すべきである。

なお、定年まで勤務したことをもって第 42 条の「その他必要があると認められる場合」に該当するとして昇給を行っているが、規定上定年が該当するか否かが不明瞭であり、現行の取扱いを行うのであれば、規定において明瞭にすべきである。

(参考例規)

一般職の給与に関する条例

第 5 条第 6 項 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から、十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第三項又は第四項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。

同条第 7 項 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より二号給以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをも併せ行うことができる。

同条第 12 項 第二項から前項までに規定するものを除くほか、初任給、昇格及び昇給等の基準に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

初任給、昇格、昇給等の基準（人事委員会規則 7—0）

第 38 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第 5 条第 6 項若しくは第 9 項本文又は第 35 条の規定にかかわらず、直近上位の給料月額（職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員にあっては、同条の規定による直近上位の給料月額をいう。以下同じ。）に昇給させることができる。

五 勤務成績の特に良好な職員が 20 年以上勤続して退職する場合

第 42 条 勤務成績の特に良好な職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、条例第 5 条第 6 項若しくは第 9 項本文又は第 35 条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、上位の号給（同条の規定の例により得られる職務の級の最高の号給を超える給料月額を含む。）に昇給させることができる。

II 契約関係

1 単独見積随意契約（農業科学館）

委託について随意契約で締結する場合には、2 社以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徴取することが原則であるが、契約内容の特殊性により、相手方が特定される工事請負等は、1 社の見積書を徴取し、随意契約を締結することができる（秋田県財務規則第 172 条第 1 項第 4 号）。

農業科学館では、第一展示室模型等修復業務委託契約（平成 15 年度 682 千円）について、1 社の見積書しか徴取していないが、当該委託契約の業務内容は展示物の補修、補強清掃等である。

業務内容を勘案すると、同社しか行うことができない特別な業務と判断する積極的根拠に乏しいため、秋田県財務規則第 172 条第 1 項第 4 号は適用すべきではなく、原則に戻り、2 社以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徴取すべきと考える。

III 固定資産関係

1 公有財産台帳への記載（子ども博物館）

創作陶芸室の陶芸用ガス窯は、子ども博物館及び児童会館いずれの公有財産台帳にも記載されていない（当該ガス窯は昭和 55 年の建物新設時に設置されたため、建物の取得金額に含めて公有財産台帳に記載されたものと思われる）。このため、当該ガス窯を再使用の見込みがないとして廃棄してもその経過が公有財産台帳に記載されないことになる。

秋田県財務規則第 335 条の 2（公有財産の区分、種目等）の別表第 10「公有財産区分種目表」には、「工作物」として公有財産台帳に区分して記載すべき種目に「かまど 炉（ちゅう房炉、よう解炉、焼窯、各種焼却炉等）」が掲げられており、当該ガス窯についても本来は公有財産台帳に区分して記載すべきであったと考える。

当該ガス窯については取得から 24 年以上経過しているため、遡及して区分・記載する意義は乏しいが、今後、公有財産を公有財産台帳へ記載する際には、移動及び変動の処理を適切に行うために、秋田県財務規則第 335 条の 2 の別表第 10 の定めにしたがって、記載すべきであると考ええる。

IV 物品関係

物品管理者は、取得価格の単価が3万円以上の備品（秋田県財務規則第344条）については、使用状況を明らかにしておくため、異動の事実があった都度、備品原簿に記載整理しなければならない（秋田県財務規則第362条第1号）。また、物品を亡失し、又は損傷したときは、物品の亡失又は損傷の処理を実施しなければならない（秋田県財務規則第361条）が、以下の事例が見受けられた。

なお、物品管理者は、使用に耐えない物品又は供用の必要がない物品があれば、これらの物品について不用の決定をして、処分すべきであるとする（秋田県財務規則第364条、第365条）。

(1) 農業科学館

i) 備品原簿の管理に記載されていないもの

本館にバイオシアターが設置されており、偏光メガネを使用して立体映像を鑑賞することができる。立体映像フィルムは毎日放映されており、劣化が激しいため、一定期間ごとにマザーテープからリプリントする必要がある。

立体映画フィルム一本あたりのリプリント代は、630千円であり、各フィルムは4年に一度リプリントしている。毎日放映し消耗しやすいとの認識で、立体映画フィルムが「美術工芸品以外のガラス製品、陶磁器等で破損しやすい物品」に該当するものとして消耗品（秋田県財務規則344条第2項第1号）としているが、「その性質又は形状を変えることなく、比較的長期間（概ね1年）にわたって使用に耐えるもの」に該当するものであり、備品（秋田県財務規則344条第1項）に分類し、備品原簿に登録した上で物品管理の対象とする必要がある。

表 4-1 農業科学館で備品原簿に記載されていないもの

品 名	コ メ ン ト
立体映画フィルム「植物のふしぎ」	平成13年度リプリント
立体映画フィルム「生命を育む」	平成15年度リプリント

ii) 備品原簿の登録内容に誤りのあるもの

備品原簿の登録内容に誤りのあるものが発見された。物品に異動の事実があった都度、正確に備品原簿に記載整理する必要がある（秋田県財務規則第 362 条第 1 号）。

なお、往査時に入手した備品原簿は手書きで訂正されていたものの、行政コスト計算書における減価償却費の計算等に影響を及ぼすと考えられるため、システム上で購入年月日を正しく登録する必要がある。

表 4-2 農業科学館で備品原簿の登録内容に誤りのあるもの

品 名／名 称	相違内容
タッチビジュアルシステム／ 情報ステーション	購入年月日の登録誤り (正しくは平成 3 年 5 月 22 日であるが、平成 14 年 3 月 25 日として登録さ れていた。)

(2) 総合教育センター

i) 備品原簿の管理に記載されていないもの

備品原簿に記載されていない物品が散見された。本センターの前身である秋田県教育センターから本センターに移転した際、備品原簿上は廃棄処理したが使用可能な物品を持ち込んだためであり、備品原簿に記載する必要がある（秋田県財務規則第 362 条第 1 号）。

なお、これらの物品には、費用を払ってメンテナンスをしなければ使用できないものや、全く使用見込みのないものも散見された。

表 4-3 総合教育センターで備品原簿に記載されていないもの

品 名	コ メ ン ト
DENON 製のテープレコーダー	秋田県教育センター（当センターの前身）から持ち込んだものと思われる。
Technics 製の LP プレイヤー	同上
PIONEER 製のアンプ	同上
直流安定化電源装置（3 個）	同上

ii) 保管場所不明のもの

備品原簿に記載されているが、保管場所が判明しなかった物品が散見された。物品には、必ず供用者が定められており、この供用者が責任を持って物品を管理する必要がある。

表 4-4 総合教育センターで保管場所不明のもの

品 名	金 額
エッチングプロセッサ	43 千円
ビデオカメラ（3 個）	496 千円

iii) 廃棄済みとの報告を受けたもの

備品原簿に記載されているが、すでに廃棄済みであるとの説明を受けた物品（点字タイプライター 金額 140 千円）があった。当該物品について、物品の亡失又は損傷の処理を実施しなければならないが（秋田県財務規則第 361 条）、定められた手続を経ずに物品を廃棄していたものであり、今後、処理手続を徹底するとの説明を受けた。

しかし、後日、廃棄されたのは別の物品（備品に該当しない消耗品）であり、廃棄済みと報告を受けた物品は実在しているとの報告を受けた。結果として、備品の日常管理が不十分であったと言わざるをえない。

iv) 備品原簿の登録内容に誤りのあるもの

備品原簿に記載されている記載内容に誤りのあるものが発見された。物品に異動の事実があった都度、正確に備品原簿に記載整理する必要がある（秋田県財務規則第 362 条第 1 号）。

表 4-5 総合教育センターで備品原簿の登録内容に誤りのあるもの

品 名	相違内容
紙裁断機	メーカー相違
書類裁断機	同上
電子レンジ（3 個）	同上
直流安定化電源装置（4 個）	型番
デジタルビデオカメラ	供用者相違

(3) 子ども博物館

i) 保管場所不明のもの

平成 16 年 7 月に実施された現物調査の結果、備品原簿に記載があるが現物の特定に至らなかった備品が散見された。

表 4-6 子ども博物館で保管場所不明のもの

品 名	金額
物品棚	31 千円
テープスライザー	45 千円
石油ファンヒーター	56 千円
オートスライドプロジェクター	90 千円
大型スプリングローラ式スクリーン	89 千円
イメージスキャナ	92 千円
図鑑（日本の野生植物 I・II・III）	49 千円
パンフレットケース	41 千円
ラウンジテーブル	34 千円

現物の特定に至らなかった主な原因は次のとおりである。

- ・ 備品原簿記載の品名・規格等に合致する現物が存在するが備品ラベルが貼付されていないため特定できない
- ・ 所在不明

現物が特定できなかった備品については、再度調査を行い、必要に応じて秋田県財務規則第 361 条（物品の亡失又は損傷の処理）に基づき亡失等の処理を行う必要がある。

(4) 生涯学習センター

i) 備品原簿に記載されていないもの

備品原簿に記載されていない物品が発見された。これらの物品は、備品出納簿上では取得処理をしているが、備品原簿への転記が漏れていたものである。物品に異動の事実があった都度、備品原簿に記載整理する必要がある（秋田県財務規則第 362 条第 1 号）。

表 4-7 生涯学習センターで備品原簿に記載されていないもの

品 名	金額
実物投映機	275 千円
紙折機	383 千円

ii) 保管場所不明のもの

備品原簿に記載されているが、保管場所が判明しない物品が発見された。これらの物品は、既に実物は廃棄されているが、物品原簿上で廃棄処理をしていない可能性がある。物品には必ず供用者が定められており、この供用者が責任を持って物品を管理する必要がある。

表 4-8 生涯学習センターで保管場所不明のもの

品 名	金額
レーザープリンター	172 千円
拡大読書機	597 千円

V その他

1 現金管理（保呂羽山少年自然の家、大館少年自然の家）

保呂羽山少年自然の家と大館少年自然の家では、宿泊者からシーツクリーニング代の実費を徴収し、クリーニング業者に対して代金を月末に一括して支払っている。

月中において現金管理業務が発生しているが、シーツクリーニング代は利用者とクリーニング業者との契約に基づく実費精算であり、一時的に保管しているにすぎないとして、入出金の記載整理を実施していない。残高に関しても、毎日の現金実査を実施していない。

しかし、少年自然の家の利用ガイドにシーツクリーニング料金表があるため、利用者は通常シーツクリーニング代を少年自然の家に支払っているものと考えられるべきであり、現金の管理責任は、少年自然の家にあると考える。

したがって、一時的に保管しているシーツクリーニング代であっても、秋田県財務規則第 273 条に規定されている歳入歳出外現金の取り扱いに準じて入出金の記載整理を行い、毎日、現金実査する必要がある。

2 印紙管理（子ども博物館）

平成 16 年 7 月の印紙類受払簿を査閲したところ、使用枚数と用途が付箋で貼り付けられていたが、7 月 7 日以降、受払記録が行われておらず、7 月 30 日現在の印紙枚数と実数を照合したところ、以下のような差異があった。

表 5-1 子ども博物館の印紙類受払簿

(単位：枚)

月日	10 円印紙 (切手)			80 円印紙 (切手)			備考
	受	払	残	受	払	残	
7 月 7 日		2	102		27	57	
7 月 13 日					24		(注)
7 月 14 日					2		(注)
7 月 27 日		4	98		3		(注)
7 月 30 日			98			28	(注)
実数			100			32	
差異			2			4	

(注) 印紙類受払簿に記載されていない。

印紙といった現金同等物は、払出したときに、払出し数量を印紙類受払簿に記載しなければならない（「秋田県財務規則第 362 条第 4 号」「物品事務の手引 第 3 章物品の管理 第 3 節備付帳簿の記録整理 5 印紙類受払簿」（1））。

また、印紙類受払簿には、平成 15 年 1 月 31 日分より、物品管理者の認印がなかった。物品管理者は月末に印紙類受払簿を確認し、認印しなければならない（「物品事務の手引 第 3 章物品の管理 第 3 節備付帳簿の記録整理 5 印紙類受払簿」（7））。

3 バス回数券の管理（生涯学習センター）

平成 16 年度のバス回数券受払簿を査閲したところ、管理者による受払承認印が押印されていなかった。

物品管理者は月末に印紙類受払簿を確認し、認印しなければならない（「物品事務の手引 第 3 章物品の管理 第 3 節備付帳簿の記録整理 5 印紙類受払簿」（7））。

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

「平成 17 年 2 月 2 日付け包括外部監査の結果報告書」に関わる包括外部監査の実施過程において、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨から、私が重要であると思う諸点につき検討したので、以下のとおり意見を申し述べる。

I 要 約

詳細については別記するが、簡単に指摘事項を記述すれば次のとおりである。

1 農業科学館

利用者の分析によると、農業科学館は「大曲・仙北在住の中高齢者が花の企画展示を目的に入館する」機能を高い割合で担っていると言える。秋田県が運営する農業研修センター・生態系公園と農業科学館の事業を比較すると、事業内容は類似している。農業研修センター・生態系公園は、教育的機能としては農業科学館を上回る点も多いと考えられる。

また、農業科学館の入館者は学習目的ではなく、公園のような安らぎの場所としている人も多いが、農業研修センター・生態系公園も同規模の敷地面積を有し、観賞温室の規模は農業科学館よりも大きく、名称の通り公園機能を有している。公園機能に着目しても、農業研修センター・生態系公園は、農業科学館と類似していると考えられる。

県の財政は非常に厳しく、類似の事業を重複して県民に提供する余裕はないという考え方に基けば、農業科学館と農業研修センター・生態系公園を統廃合することが考えられる。

上述した「農業科学館と農業研修センター・生態系公園の統廃合」とは別な考え方として、農業科学館を大曲市へ移管することが考えられる。農業科学館は、大曲市総合公園に隣接している。入館者は、地元の大曲・仙北の県民が多く、地元以外の入館者が少ないことを考慮すれば、地元の大曲・仙北の県民に支持されている農業科学館を受益者負担の観点から大曲市に移管し、大曲市総合公園の場所的・機能的な核施設となることも考えられる。

この点に関しては、入手した大曲市総合公園の資料において、将来、大曲市が農業科学館を県から移管を受ける可能性にも言及しており、秋田県と大曲市の意見が一致すれば、